

年金の裁定請求用に請求する戸籍抄本等について

- 行政苦情救済推進会議の検討結果を踏まえたあっせん -

平成 18 年 1 月 1 1 日
総務省 関東管区行政評価局

総務省関東管区行政評価局では、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：成田頼明横浜国立大学名誉教授）に諮り、その意見を踏まえて、平成 18 年 1 月 1 1 日、東京法務局に対し、年金の裁定請求用の戸籍抄本の交付手数料に係る法務省通達が失効していることについて、周知徹底を図るように、また、埼玉社会保険事務局に対し、年金の裁定請求申請の際に、戸籍記載事項証明書の活用を図るようあっせんした。

相談内容

厚生年金の裁定請求のため、埼玉県内の市役所で戸籍抄本を取得した際、手数料を徴収された。ところが、東京都内に住む知人から同様の理由で戸籍抄本を取得した際には手数料を徴収されなかったと聞いた。

厚生年金の裁定請求のために戸籍抄本を取得する場合に、市区町村によって手数料徴収の有無があるのはなぜか。

【背景事情等】

厚生年金の裁定請求時に必要な資料

- ・ 戸籍抄本あるいは記載事項証明書
- ・ その他（年金手帳又は厚生年金保険被保険者証、住民票等）

戸籍抄本等の手数料徴収の有無は市区町村の判断による

- ・ 年金裁定用の戸籍抄本等の交付手数料は、「法務省民事局長通達（昭和 34 年 8 月 27 日法務省民事甲 1847 号）」により戸籍抄本については従来有料とされていたが、地方分権一括法の施行（平成 12 年 4 月 1 日）により、同通達は失効し、戸籍抄本等の交付手数料の徴収の有無は地方公共団体の判断に委ねられた。

手数料徴収の有無は市区町村の条例等で定めることができる。

年金の裁定請求には必ずしも戸籍抄本は必要ではなく、ほとんどの場合記載事項証明書で足りる

- ・ 社会保険庁は、厚生年金の裁定請求に当たり、本人のみが受給権者である場合は記載事項証明書でよいとしている。
- ・ 厚生年金の加給年金（配偶者又は子があり年金額が増額される場合）等の裁定についても、裁定請求者本人の記載事項証明のほか配偶者又は子の身分事項（婚姻に係る事項等）の証明があれば十分であり、これらの事項の証明も記載事項証明書で可能である。

【 調査結果 】

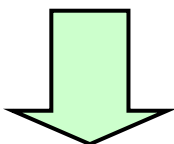
管内の7都県の189市区について、年金の裁定請求に添付する戸籍抄本等の交付手数料等について調査

（市区の実態）

- ・ 戸籍抄本について有料としている市区 130(68.8%)
- ・ 戸籍抄本等の交付手数料を有料としているかなりの市区で、法務省民事局長通達が失効していることについての理解が十分ではない状況がみられた。

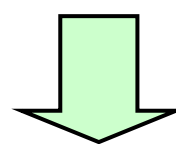
（市区の実態等）

- ・ 記載事項証明書について無料としている市区 162(85.7%)
- ・ 埼玉社会保険事務局のホームページ等では、裁定請求で添付するものは原則として戸籍抄本であるとしている。



東京法務局にあっせんした内容

市区町村に対し、法務省通達が失効していることを周知するとともに、地方法務局、支局管内の市町村に対しても地方法務局、支局を通じて周知する必要がある。



埼玉社会保険事務局にあっせんした内容

多くの市区が記載事項証明書の交付手数料を無料扱いとしていることに鑑み、国民負担の軽減を図るために、年金の裁定請求に添付する「戸籍に関する証明」としては戸籍記載事項証明で足りることを周知するとともに、裁定請求があった場合には証明を必要とする事項について教示する必要がある。



行政苦情救済推進会議とは？

総務省に寄せられた行政に関する苦情等の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、国民的立場に立った行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的として開催している。

(行政苦情救済推進会議構成員)

成 田 頼 明	横浜国立大学名誉教授(座長)
朝 倉 宣 年	テレビ埼玉取締役技術局長
大 平 恵 吾	弁護士
鎌 田 理次郎	日本オンブズマン学会理事長
田部井 淳 子	登山家
三津間 弘	関東行政相談委員連合協議会会長
吉 野 重 彦	埼玉県商工会議所連合会顧問

担当部局：総務部 首席行政相談官室
連絡先：首席行政相談官 中村 幸裕
電 話：048-600-2312
F A X：048-600-2335

